平成３０年（フ）第６３号
群馬県前橋市西片貝町５丁目12番地２　リナハイツ　102号
債務者　野嶋　弘美（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９１号
静岡県田方郡函南町仁田554番地の１　メゾン・ド・シャンヌ101、前住所静岡県田方郡函南町柏谷83番地の18
債務者　中西久美子（旧姓足立）
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第１３号
三重県松阪市大津町621番地５　青雲ハイツパート１Ｅ号
債務者　道木　弘美
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２９年（フ）第１３１６号
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字山王前18番地
債務者　宮井　一樹
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
京都市右京区梅津徳丸町７番地４　205
債務者　宮村　雅也
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２００号
堺市中区堀上町708番地　ベルシュライン102号、前住所和歌山県有田郡有田川町大字日物川131番地１
債務者　七良浴増男
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２０７号
堺市南区三原台１丁３番12―310号
債務者　国本　由貴
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２１号
堺市北区北長尾町２丁５番９―303号
債務者　増永　恵征
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２６号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―902号
債務者　夛田　正光
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２２７号
大阪府河内長野市小山田町451番地の149―１―902号
債務者　夛田　徳子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２４３号
堺市堺区向陵東町１丁７番19号　大空マンション５号
債務者　手嶋　　聡
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第２６６号
大阪府羽曳野市翠鳥園７番12―303号
債務者　森木　才輔
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第１９号
岡山県美作市川北1710番地２
債務者　小林　孝臣
1　決定年月日時　平成30年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成３０年（フ）第４２号
高知市九反田10番６号　藤本マンション401
債務者　重見　智子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４３号
高知市九反田10番６号　藤本マンション401
債務者　重見　美沙
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４７号
高知市北竹島町29番地１　市営住宅１号棟36号
債務者　山中　清満
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４９号
高知県香南市野市町西野648番地１　ひまわり302号
債務者　安岡　香織
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月12日まで
高知地方裁判所破産係